

○添付書類 (1-4)

(有機農産物及び有機農産物加工食品についての輸入業者の認定申請書用)

〈認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に関する書類〉 (添付書類 1)

- ① 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所
- ② 認定を受けようとする者の氏名又は名称及び住所に係る根拠書類
(グループで申請する場合、グループを構成する者の氏名又は名称及び住所並びにそれらの根拠書類)

〈格付の表示を行おうとする農林物資の種類等〉 (添付書類 2)

- ① 格付の表示を行おうとする農林物資の種類
- ② 格付の表示を行おうとする農林物資の産地国
- ③ 格付の表示を行おうとする農林物資の品目

〈輸入品の受入れ・保管及び包装に係る施設に関する書類〉 (添付書類 3)

- ① 輸入品の受入れ・保管及び包装を行うための施設の一覧及び図面 (名称、所在地、面積・広さ、明るさ、構造、清掃等に関する事項含)
- ② 輸入品の受入れ・保管及び包装の工程図
- ③ 格付の表示の管理のための施設の図
- ④ 施設の周辺図
- ⑤ 衛生管理・清掃に係る書類

〈認定の技術的基準及び組織の要領に関する書類〉 (添付書類 4)

1. 組織の機構・運営等に関する要領(規程・手順書・組織図・名簿等)

- ① 組織を代表する者の職務に関する事項
- ② 組織の運営全体に関する事項
- ③ 輸入品の受入れ・保管及び格付の表示を付する部門の運営に関する事項
(格付の表示を付する部門は、営業部門から実質的に独立した組織及び権限を有すること)
- ④ 輸入品の受入れ・保管及び格付の表示を担当する者の任命・職務に関する事項

2. 輸入品の受入れ・保管及び包装の実施方法及び格付の表示についての規程及び手順書等

- ① 次に掲げる輸入品の受入保管責任者の職務に関する事項
 - (1) 輸入品 (有機農産物又は有機農産物加工食品) の受入れ、保管及び包装に関する計画の立案及び推進
 - (2) 工程に生じた異常等の処置又は指導及びその防止策

- ② 次に掲げる事項を含む輸入品の受入れ・保管及び包装の実施方法に関する規程及び手順等
- (1) 輸入品（有機農産物または有機農産物加工食品）の受入れ、保管及び包装に関する事項
 - (2) 外国（農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則（昭和 25 年農林省令第 62 号。）第 37 条に定める国に限る。）の政府機関その他これに準ずるものとして施行規則第 38 条に基づき公示したのものによって発行された証明書の確認に関する事項
 - (3) 輸入品の受入れ、保管及び包装に係る記録の作成並びに当該記録及び当該記録の根拠となる書類の保存期間に関する事項（格付表示・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則 46 条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）
 - (4) 苦情処理に関する事項
 - (5) 輸入品（有機農産物又は有機農産物加工食品）の受入れ・保管及び包装の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
 - (6) 包装等の工程に使用する資材及び機械及び器具に関する事項
 - (7) 内部規程に基づく適切な輸入品の受入れ・保管及び包装の実施に関する事項
 - (8) 内部規程の適切で定期的な見直しと従業員等への周知に関する事項
 - (9) 年間の生産計画の策定及び当該計画の ASAC への通知に関する事項
（年間受入れ・輸入品受渡し計画）
- ③ 次に掲げる次項を含む格付の表示に関する規程（格付表示規程）及び手順書等
- (1) 格付の表示、有機の名称表示（加工食品にあっては原材料及び加工食品の有機の名義表示）並びに認定機関名・認定番号の取り扱いに関する事項（包装デザイン・表示（格付・有機等の名称・認定機関名・認定番号）の見本（生鮮食品の品質表示基準、玄米・精米の品質表示基準、加工食品の品質表示基準等に基づく表示見本含）
 - (2) 格付の表示後の荷口の出荷または処分に関する事項
 - (3) 出荷後に有機農産物、有機加工食品の日本農林規格に不適合であることが明らかとなった荷口への対応に関する事項
 - (4) 格付の表示に係る記録の作成・根拠書類の入手及び保存に関する事項（格付表示・出荷の日より 5 年保存、かつ、JAS 法施行規則 46 条第 1 項第 1 号ニ(11)の規定に整合すること）
 - (5) 格付の表示の実施状況についての ASAC による確認業務等の適切な実施に関し必要な事項
 - (6) 格付の表示に関する事務の一部を、指定農林物資について日本農林規格による格付の制度と同等の水準にあると認められる外国の格付の制度に基づいて認定機関の認定に相当する行為を受けた者に委託する場合にあっては、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）の監督に関する事項
 - (7) 格付表示規程に従い格付及び格付の表示に関する業務を適切に行い、その結果、格付の表示が適切に付され、又は除去若しくは抹消されることが確実に

認められるために必要な事項

3. 認定の技術的基準三・五の要件を確認出来る根拠書類(輸入品の受入れ・保管及び包装に関わる責任者(受入保管責任者)・担当者(受入保管担当者)並びに格付の表示に関わる担当者(格付表示担当者)の名簿、講習会修了書、履歴書及び履歴に係る根拠書類等)

〈その他参考となるべき書類〉

- ① 社歴と経営方針と事業内容に関する書類
- ② 輸入品等の仕入先、製品の販売先のリスト
等

〈JAS 法施行規則 46 条及び本会認定業務規程に基づく書類〉 (添付書類 6)

- ① 本会認定業務規程第 23 条に基づく認定契約書
- ② 本会認定業務規程第 24 条に基づく質問状に対する回答